

## 権利変換の処分の公告

本地区の施行地区内において、令和8年3月31日、都市再開発法第72条第4項及び都市再開発法施行令第25条第5号の規定により、令和3年5月18日付3都市整再第114号により東京都知事の認可を受けた権利変換計画に関し変更を加えましたので、都市再開発法第86条第1項の規定により下記のように権利変換の処分の公告をします。

### 記

- 1 第一種市街地再開発事業の名称 内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称 三菱地所株式会社
- 3 事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビル
- 4 権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
都市再開発法第2条第5号に規定する宅地  
東京都千代田区内神田一丁目 31番1、31番4、31番5、31番9、31番10  
前号に示す宅地以外の土地  
無番地 都道402号線特例都道錦町有楽町線<都市計画道路補助第96号線>の一部、都道402号線特例都道錦町有楽町線<都市計画道路補助第94号線>の一部、一級河川日本橋川の一部
- 5 権利変換計画の認可を受けた年月日 令和3年5月18日  
都市再開発法施行令第25条第5号に基づき軽微な変更をした日 令和8年3月31日

令和8年3月31日

所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビル  
氏名 内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業  
個人施行者  
三菱地所株式会社  
代表執行役 中島 篤